

# 町有地貸付

# 否決

## 11月19日 臨時議会

主な議題は、(株)マックアースへの町有地貸付（＝神立高原スキー場）と、文教施設建設への増額補正でした。両議案とも審議時間が長く、特に「神立高原スキー場」の営業継続なるかどうかには多くの傍聴がありました。

### 土地賃貸借契約の 締結

〈主旨説明〉

- 神立高原スキー場(株)は5月解散、9月破産手続き入り。
- 神立高原の観光施設財団の抵当権を取得した(株)マックアースより町有地使用願い。
- 所有権取得と安全に万全を期すなど確約の上で仮契約。
- 契約書第2条の但し書きに、所有者が(株)マックアース以外の場合は



現在8名が次のシーズンへ向けて準備中です

- 契約満了。第3条の2項に(株)マックアースが営業廃止で契約解除。
- 議員協議会での要望や心配への対応など（4項目）を確約書として取り交わした。
- 今シーズン営業することでスキーの町湯沢の発展に寄与。

### 主な質疑

（一部を掲載）

問 今村

安全面の対策は相手任せではなく、すべきことはあるのではないか。資産取得前、貸付期間は1年で良いのでは。

答 総務課長

安全は事業者の責任。その保証することは町の仕事ではない。貸付期間は他のスキー場と合わせる。

問 関

確約書の4項、固定資産税相当額の寄付、これは正しいことが。

答 総務課長

一ノ本社長が発言した内容。特殊な例で、正常ではない。

問 岸野

安全面で営業開始までのフローが

手順通りでない時、契約の解除等は。

答 総務課長

手順はこの通りだろうが、若干の変更は考えられる。

問 高橋(綾)

競売では(株)マックアースが取得できるのか。全体としてこれまでの手順は万全と言えるか。

答 総務課長

自己競売するかと考えている。

問 町長

15日以降説明を聞き検討、キチツとしていると判断。

問 角谷

手順として議会議決前の仮契約締結はおかしいのではないか。

答 総務課長

適切だと考えている。

問 佐藤

固定資産税相当額の寄付、紛争の場合危険ではないか、確認したい。

答 総務課長

先方の意志を尊重した。トラブルにはならないと思っている。

問 半澤

ここにまつわり、2億数千円の不納欠損が過去にある。資産取得をした上での契約でなければおかしい。民有地の調査はしたか。

答 総務課長

この契約は適正に進められている。資産取得しなければ無効となります。民有地の契約一件ごとは承知してない。

### 〈採決〉可否同数

賛成：5

高橋(綾)、白井、今村、佐藤、師田

反対：5

岸野、角谷、関、宮田、半澤

平成25年11月19日の臨時議会における町有地貸付議案における議長の裁決理由

南雲 正

営業権の譲渡のみによるスキー場の営業を特例として認めることは、全国のスキー場がスキーのメッカ湯沢の対応を注視している中で悪しき事例を残すこととなる。まして町有地の貸付前にスキーリゾートシーズン券の販売等を行っていることは言語道断であり、勇み足で済まされるものではない。  
湯沢町議会として前事業者と同じ過ちを犯すことなく、(株)マックアースが資産を取得して納税義務者と決定し、信頼を得てから町有地を貸付けるべきである。